

# ふれ愛、友愛、たすけ愛 江戸川ユニオン共済給付一覧(60歳以上)

2017年12月1日改定

共済事由及び区分		給付金額		
死亡弔慰金	組合員	ユニオン業務・活動上の死亡	5,450,000円	
		交通事故上の死亡	1,600,000円	
		不慮の事故上の死亡	600,000円	
		その他の死亡	450,000円	
	配偶者	300,000円		
子		150,000円		
	親(配偶者の親も含む)	45,000円		
傷病見舞金	障害	①ユニオン業務・活動上の障害	5,000,000円 ~ 200,000円	
		②交通事故上の障害	1,500,000円 ~ 60,000円	
		③重度障害見舞金	100,000円	
	入院	ユニオン業務・活動中の入院	1日につき	5,000円
		交通事故上の入院	1日につき	3,000円
		交通事故による通院	1日につき	1,500円
	休業見舞	休業 7日以上		6,000円
		休業 14日以上		12,000円
		休業 30日以上		18,000円
		休業 90日以上		27,000円
	休業 120日以上		36,000円	
祝金	結婚祝い	(自主)	20,000円	
	子の出産祝い	(自主)	5,000円	
	子の就学祝い	(自主)	5,000円	
	子の中学入学祝い	(自主)	5,000円	
	子の中学卒業祝い	(自主)	5,000円	
	子(又は本人)の成人祝い	(自主)	5,000円	
	組合員還暦(60歳)祝い	(自主)	5,000円	
	組合員古希(70歳)祝い	(自主)	5,000円	
	組合員傘寿(80歳)祝い	(自主)	5,000円	
	組合員在籍5年経過功労祝い	(自主)	3,000円	
	組合員在籍10年経過功労祝い	(自主)	5,000円	
	組合員在籍20年以上経過功労祝い	(自主)	5,000円	
住宅災害見舞金	1、火災	全焼・全壊	500,000円	
	2、落雷・破裂・爆破	半焼・半壊	450,000円以内	
	3、航空機の墜落・車両の飛込・他	一部壊・損失	150,000円以内	
	自然災害	全壊・流出	150,000円	
		半壊	75,000円	
		床上浸水	75,000円以内	
		一部壊	15,000円	
同居親族の死亡(1人)		50,000円		

(注) ①~③が重複する場合があります。  
 自主共済の適用条件は加入後5年以上とします。  
 改定給付金制度は2017年12月1日から適用します。  
 2年前まで遡及して支給できます。2017年11月30日以前の共済事由については、改定前の給付額となります。お忘れの組合員は遠慮無く連絡下さい。  
 ※連絡先：江戸川ユニオン  
 TEL：03-3653-2211 FAX：03-3653-8910